

別紙 1

仕 様 書

1 業務名称

新下関市場側溝清掃・収集運搬業務

2 業務場所

下関市地方卸売市場新下関市場(下関市一の宮住吉三丁目 2 番 1 号)
及び市が指定する産業廃棄物処理場

3 業務施行日

契約締結日から令和 7 年 2 月 2 8 日までのうちの 1 日で側溝清掃、汚泥の収集を行い、令和 7 年 2 月 2 8 日までに、次項に記載の市が指定する産業廃棄物処理場に運搬するものとする。

なお、実施日時については、休市日(水曜日)実施とし、上記期間において委託者と受託者による協議の上、決定する。

4 業務内容

(1) 側溝清掃

ア 新下関市場の側溝の清掃(高圧洗浄)及び大型ブロワー式吸引車等による側溝内汚泥の吸引を行う。

イ 側溝清掃の施工箇所については、新下関市場側溝清掃区域図(別紙 2)のとおり。

ウ 汚泥に混入している混入物(草木、吸い殻、紙屑等)は分別の上、汚泥のみを産業廃棄物処理場へ搬入すること。なお、分別後の混入物は、委託者が別途処理するものとする。

(2) 収集運搬

ア 産業廃棄物の収集運搬は、産業廃棄物収集運搬等に係る仕様書(別紙 3)のとおりとする。

イ 収集運搬を委託する産業廃棄物の種類 汚泥

ウ 汚泥の数量見込み(最大) 2t(数量を保証するものではない)

エ 運搬先

大村産業建設株式会社

下関市豊浦町大字吉永字大神田 4 0 3 - 9

5 提出書類

- (1) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（入札参加資格確認申請時）
- (2) 業務完了届
 - ア 業務名
 - イ 契約日
 - ウ 契約期間
 - エ 契約金額
 - オ 業務完了年月日
 - カ 施工写真（清掃前、清掃中、清掃完了後、処理場搬入）
- (3) 産業廃棄物管理票
- (4) その他委託者が指示するもの。

6 業務上の遵守事項

- (1) 業務の実施に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を順守し、適正に業務を遂行すること。
- (2) 業務執行に当たっては、委託者の指示に従うこと。
- (3) 受託者は、第三者に業務を再委託してはならない。
- (4) 業務の実施について生じた損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。
- (5) 業務に関し、委託者及び第三者に損害等を与えた場合は、受託者の責任においてこれを賠償すること。ただし、その損害等の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。
- (6) 既存設備及び施設に損傷を及ぼした場合は、受託者の責任において原状に復旧すること。
- (7) 本仕様書に明記のない事項であっても、業務の遂行上必要と認められるものについては、受託者の責任において行うこと。
- (8) 業務に要する用水については在来設備の使用を認めるが、必要以上の使用は避けること。
- (9) 特記仕様書（環境編簡易）（別紙4）及び下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項（別紙5）に記載された事項を遵守すること。
- (10) 報告書等に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペンは使用しないこと。

7 この仕様書に定めのない事項については、協議の上、定めるものとする。